

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があつた。

平成三十年十二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
江田島保育園	江田島市江田島町中央五丁目2番14号	平成30年12月3日
宮ノ原保育園	江田島市江田島町宮ノ原二丁目11番7号	平成30年12月3日